

令和 9 年度の公契約条例運用に向けた基本的な考え方

1 基本方針

令和 9 年度においては、令和 8 年度の考え方を概ね継続して運用を行うが、地域別最低賃金額が今後長期間にわたり相当程度上昇を続ける見込みであることや、国や他の自治体の動向等を考慮して運用していくものとする。また、令和 7 年度の多摩市公契約審議会の答申により示された「令和 7 年度における課題の検討状況と令和 8 年度以降の検討の方向性」にある課題については引き続きその検討を行うこととするが、賃金、物価等の上昇による経済・雇用等への影響も引き続き注視しながら対応するものとする。

業務委託及び指定管理業務に関する労務報酬下限額については、例年、翌年 10 月 1 日からの東京都の地域別最低賃金額を想定し、所要の調整を行ったうえで、当該下限額を設定している。令和 9 年度の当該下限額については、東京都の地域別最低賃金額の従前の動向及び今後の上昇の可能性を鑑みつつ、経済・雇用等の社会情勢の変化を踏まえ、各業務の労務報酬下限額の増額状況等を考慮した設定とする。

2 運用にあたっての考え方

令和 9 年度の労務報酬下限額等については、令和 8 年度の多摩市公契約審議会での意見を踏まえ、以下のとおりとする。

(1) 労務報酬下限額

① 工事又は製造の請負契約

a 熟練労働者、一人親方・公共工事設計労務単価（R 8. 10. 1 現在）の 90%

b 熟練労働者以外の者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1, 684 円

② 業務委託のうち市長が別に定めるもの及び指定管理協定のうち、市長等が必要であると認めたもの

公園管理業務、施設の樹木管理業務、法面維持管理業務	1, 378 円
街路樹の維持管理業務	1, 378 円
下水道管渠清掃等業務（補助作業員を除く） （下水道管渠内における清掃業務及びこれに伴う準備・片付け業務）	1, 615 円
可燃物等の収集運搬業務	1, 378 円
学校給食センター調理等業務	1, 378 円
学校給食配送業務委託	1, 378 円
学校給食配膳業務委託	1, 378 円
上記以外の業務・指定管理協定	1, 378 円

(2) 多摩市公契約条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する割合（工事における従事業種ごとの全労働者の毎月の労働時間の熟練労働者の労働時間の割合）について

全労働者の従事業種ごとの 80%以上とする

(3) その他重要事項について

① 業務委託のうち市長が別に定めるもの

- ・令和 8 年度の対象事業は基本的には継続
- ・令和 9 年度新規対象事業については今後の予算要求の状況を踏まえ検討

以上